

## 軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 Q&A

軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付申請等でのよくある質問をまとめましたので、参考にしてください。

なお、内容は随時更新しますので、備考欄の更新日を参考にしてください。

また、軽井沢町では浄化槽に関する問い合わせ専用のメールアドレスを設置していますのでご活用ください。

↓浄化槽関係問合せ専用アドレス↓

<mailto:karu-joukasou@town.karuizawa.nagano.jp>

### よくある質問

番号	質疑	回答	備考
1	補助金の対象区域の確認方法。 要綱 第3関係	軽井沢町ホームページに掲載している「 <u>軽井沢くらしマップ</u> 」を参考にしてください。  または、問合せ（電話またはメール）により確認してください。	令和5年12月更新
2	① 法人での申請はできるか。 ② 家屋の所有者が法人で、個人での申請は補助金の対象となるか。 要綱 第5関係	① 補助金の対象外となります。軽井沢町は、年間の浄化槽設置数が多いため、 <u>一般住宅への補助を優先しています</u> のでご了承ください。  ② 対象外となります。	令和5年12月更新

番号	質疑	回答	備考
3	複数回申請はできるか。 要綱 第5関係	補助金の対象外となります。また、配偶者による申請も対象外となります。 ただし、浄化槽の設置を妨げるものではありません。	令和5年12月更新
4	以前、合併浄化槽が設置してあった土地を購入したが、補助金の対象となるか。 要綱 第5関係	同一の土地での申請は、対象外となります。 <u>購入前に従前の土地の利用状況を確認</u> してください。 ただし、自然災害による場合は、適用となる場合があります。	令和5年12月更新
5	町内で引っ越し、建築を計画しているが、補助金の対象となるか。 要綱第5関係	合併浄化槽の設置区域にお住いで、既に補助を受けている場合は対象外となります。 下水道区域内からの移転であれば補助対象となります。	令和5年12月更新
6	交付申請書は、郵送、メール、電子申請などはできるか。 要綱 第6関係	郵送による申請は可能です。その他の申請方法は検討中です。	令和5年12月更新

7	<p>請求から支払いまでの期間はどのくらいか。</p> <p>要綱 第 10 関係</p>	<p>請求書を受理してから、概ね1か月程度を目安としてください。</p>	令和 5 年 12 月更新
8	<p>工事状況の確認とあるが、どのような手段で確認するのか。立会いは必要なのか。</p> <p>要綱 第 14 関係</p>	<p>担当職員が現地確認しますが、申請者の立会いは不要です。工事業者との立会い確認になります。状況によっては工事写真での確認になります。</p>	令和 5 年 12 月更新